

震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を

【請願趣旨】

2011年3月に発生した東日本大震災は、未曾有の被害と原発事故をもたらし、避難した人たちは未だに住み慣れた地に戻る目途すら立っていません。

2017年7月には九州北部豪雨災害が発生し、大きな被害をもたらしました。地震、豪雨による水・土砂災害、火山による噴火など、全国各地で災害に見舞われ、私たちが暮らす日本は“災害列島”と呼ばれるほど、どこで暮らしていても自然の脅威に晒されています。東海・東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震も「今、発生する可能性がある」といわれるほど切迫しており、国民の安全・安心を守るための防災やインフラ整備は緊急な国民的課題となっています。

こうした災害を未然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾・橋梁・鉄道・トンネルなどの社会資本の維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせません。現在の社会資本は、1960年代以降の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化が著しく、放置すれば、国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねません。

耐用年数が経過した施設の更新には年間約20兆円もの費用が必要とされ、今後、計画的な維持管理を施して、大規模開発よりも既存施設を維持・保全していく方向に、公共事業を転換させていく必要があります。

同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業を、その担い手にふさわしく再生しなければなりません。しかし、建設産業に働く労働者は低賃金や過酷な長時間労働などの労働条件の劣悪さから、入職者は減少し、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っています。企業の存続や技術の継承、建設労働者の確保困難などに対応するため、いわゆる建設産業の「担い手3法」「職人基本法」が制定されましたが、最前線で働く労働者の公正な賃金確保や労働環境改善にはまだ至っていません。

私たちは、被災地の復興と国民の安全・安心の願いに応える公共事業を実現するために、①公共事業を防災・生活最優先に転換すること。②公正な賃金・労働条件と業者の適正な収入・仕事を確保すること。③地域社会を支える建設業の再生を図ることを強く求めます。



2017年7月 九州北部豪雨で被災し倒壊した家屋（福岡県東峰村（国土交通省HPより））

【取り扱い団体】生活関連公共事業推進連絡会議（生公連）

事務局 国土交通労働組合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 電話 03-3580-4244

【請願項目】

1. 災害からの復興最優先、公共事業を防災・生活関連・環境保全優先に転換すること
 - (1) 東日本大震災をはじめとする災害からの復旧・復興を最優先で行うこと。
 - (2) 公共事業を防災・生活関連・環境保全の事業優先に転換すること。
 - (3) 公共工事の監督・検査、公共施設の維持・管理は国と自治体が責任をもって行うこと。
 - (4) 地域建設業育成や建設労働者保護を実施し国民の安全・安心を守り、行政機関としての責任を果たすため、公共事業発注官公庁及び独立行政法人等の体制を強化し、必要な職員を確保すること。
 - (5) 国民の安全・安心を切り捨てる「地方分権」や「道州制」は行わないこと。
 - (6) 災害復興及び公共事業の計画策定にあたっては、過程の情報公開、住民参加システムの確立、年次毎の再検討を原則とすること。

2. 公正な賃金・労働条件と中小業者の適正な収入・仕事を確保すること
 - (1) 公契約法（公共事業における賃金等確保法）を制定すること。
 - (2) 建設産業の元下関係における片務性を是正し、下請及び資材業者の適正な利益が確保される仕組みを作ること。
 - (3) 地域の安全・安心を支える中小建設業者の経営安定と建設労働者の雇用を確保できる持続的な施策を実行すること。
 - (4) 公共工事及び業務等を適正な価格で受注できる入札・契約方式の仕組みを作ること。
 - (5) 建設現場の労働災害、じん肺・アスベスト被害の発生を抑えるために予防・防止対策を強化すること。また、不幸にして被災した患者をすみやかに救済すること。
 - (6) 建設業及び建設関連業の各業種を労働者派遣法の適用対象としないこと。
 - (7) 中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

2018年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

氏 名	住 所

この署名は国会請願のみに使用します。